

発議案第 1 号

議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任について

木古内町議会委員会条例第 5 条第 1 項及び第 2 項、並びに第 7 条第 2 項の規定により、別紙のとおり議会だより編集特別委員会を設置し委員を選任する。

平成 2 9 年 6 月 2 0 日

別 紙

委員会名	委員氏名	
議会だより編集 特別委員会		
	・委員長	・副委員長